

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第五号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 広島県文書等管理規程の一部改正を踏まえ、関係する様式における公印の押印欄の削除等を行った。
- 2 国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の規定の整理及び様式の改正を行った。
- 3 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

令和四年三月二十二日。ただし、一・二の改正は、令和四年四月一日

★ 優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第六号）（都市環境整備課）

- 一 改正の要旨  
租税特別措置法の一部改正に伴い、同法に基づく事務の一部を削除するなど必要な改正を行った。
- 二 施行期日  
令和四年四月一日